

国立大学法人東京農工大学役員会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
(組織) 第3条 役員会は、学長及び理事4人で構成する。	(組織) 第3条 役員会は、学長及び理事で構成する。	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。